

「介護雇用管理改善等計画」 関連資料

- 「介護雇用管理改善等計画」の改正について . . . P 1
- 改正介護保険法の概要等について . . . P 7
- 介護労働者の需給の状況等について . . . P 14
- 介護労働者の離職率等について . . . P 23
- 介護労働者の雇用管理改善等の施策について . . . P 30

「介護雇用管理改善等計画」の改正について

「介護雇用管理改善等計画」の改正について

1 趣旨等

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）」第6条の規定により、厚生労働大臣は、介護労働者における雇用管理の改善や能力開発・向上の施策等に関する計画（介護雇用管理改善等計画（告示））を定めることとされている。現行の当該計画では、計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間としているが、「介護労働者の資格要件等を含め、介護保険制度や障害者保健福祉制度の見直しが行われていることから、その結果等に十分留意しつつ、必要な見直しを行う」こととされている。

昨年、介護保険法の改正等が行われたことから、その結果等に十分留意しつつ、必要な改正を行う。

2 審議経過

1月26日の職業安定分科会において、本件に関する具体的内容については、諮問案も含め、雇用対策基本問題部会において審議を行い、その結果が取りまとめ次第、職業安定分科会に報告することとされたところである。これまでの審議経過は以下のとおりである。

2月16日 雇用対策基本問題部会における審議①

3月 9日 雇用対策基本問題部会における審議②

3月28日 労働政策審議会（職業安定分科会）に対して諮問

介護雇用管理改善等計画の改正案の概要

介護雇用管理改善等計画（以下「計画」という）は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条の規定に基づき、介護労働者における雇用管理の改善や能力開発・向上の施策等について厚生労働大臣が定めることとしている。

計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間としている現行の計画は、介護保険法の見直し等を踏まえて必要な見直しを行うこととしていたことから、今般、必要な改正を行うこととした。

計画の概要は、以下のとおりである。

1. 計画の基本的考え方

介護労働者については、賃金、労働時間、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にある、定着率が低い、介護関係業務に従事していない多くの有資格者が存在する等、雇用管理等の面で解決すべき問題が残されている。介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善や能力開発・向上を図っていくことが喫緊の課題となっており、このような課題に対しては、

- ・ 事業主が労働基準関係法令等を遵守することはもとより、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施等を講ずることにより、その福祉の増進に努めることが必要であるとともに、事業運営の効率化等を図ることを通じ、介護労働者の雇用管理の改善等に資するよう取り組むことも望まれる。
- ・ 国としては、事業主の雇用管理の改善等に関する自主的な取組を支援する等、所要の施策を推進していくことが必要である。

2. 計画の目標

介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、

- ・ 介護労働者の離職率について、20%を下回るものとするとともに、全産業の平均的な離職率との乖離をできる限り縮小する
- ・ 介護労働者の教育・研修の実施率について、全体の実施率を高めるとともに、正社員（雇用期間が定められていない正規社員）と非正社員（雇用期間が定められている者）との実施率の乖離をできる限り縮小する
- ・ 介護労働者の仕事の満足度の向上を図る

という到達目標を掲げ、計画期間中における達成を目指すこととする。

3. 介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

(1) 介護労働者の雇用管理の改善のため、

- ・ 介護労働者の実態についてのきめ細やかな実態調査及び分析、事業主及び介護労働者からの健康確保に関する専門家による相談も含めた雇用管理の改善等についての相談・セミナー等、雇用管理改善を進める参考となるモデルの作成及び情報提供等、相談、援助事業等の実施
- ・ 介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金の活用促進

を行う。

- (2) 介護労働者の能力の開発及び向上のため、
- ・ 介護労働安定センターにおける離転職者等の早期再就職の促進及び効率的かつ効果的な介護労働者の能力開発、公共職業訓練での民間教育訓練機関等を活用した委託訓練等の実施
 - ・ 雇用保険の教育訓練給付について、介護・福祉関係の教育訓練講座等の指定
- を行う。

4. その他介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- (1) 介護分野における適正かつ円滑な労働力の確保を図るため、「福祉重点ハローワーク」における情報提供、専門的な職業相談、職業紹介等により、引き続き労働力需給調整機能の整備を図ることとする。
- (2) 計画に掲げられた施策の効果的な実施を図るため、関係機関で密接な連携を図っていくものとする。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（抄）

（介護雇用管理改善等計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

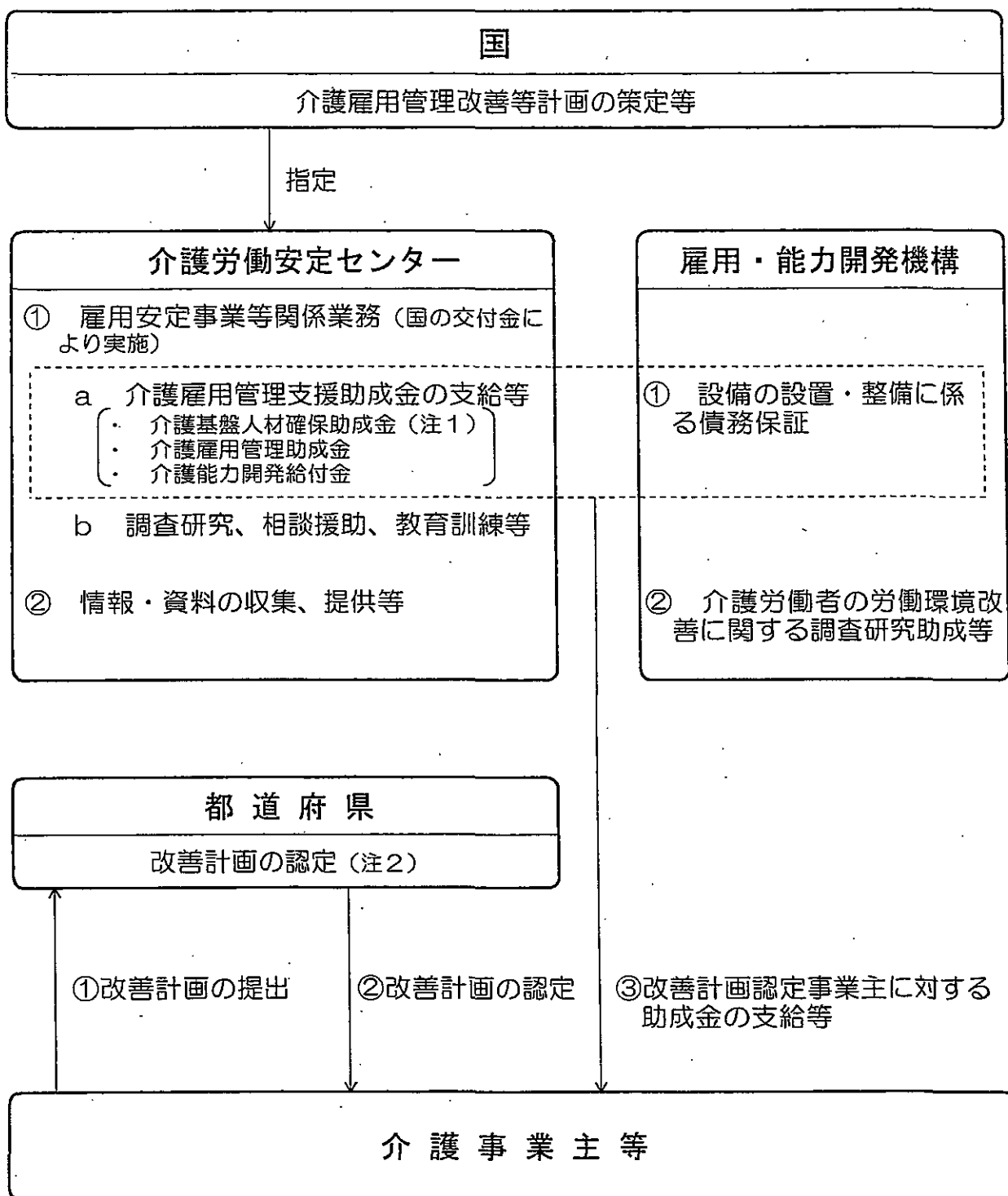
- 一 介護労働者の雇用の動向に関する事項
- 二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合には、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の主要概念図



（注1）介護基盤人材確保助成金の支給事務は労働局で実施。

（注2）改善計画とは、事業主が作成した改善措置（介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置）についての計画。

改正介護保険法の概要等について

介護保険法等の一部を改正する法律(概要)

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

I 改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設

マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

- ・ 軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加

- ・ 軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

(1) 居住費・食費の見直し

介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。

(2) 低所得者に対する配慮

低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

- ・ 在宅と施設の利用者負担の公平性
- ・ 介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設

(例) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における i) 総合的な相談窓口機能・権利擁護事業、ii) 介護予防マネジメント、iii) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設

(3) 居住系サービスの充実

- ・ ケア付き居住施設の充実
- ・ 有料老人ホームの見直し

- ・ 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
- ・ 在宅支援の強化
- ・ 高齢者虐待への対応
- ・ 医療と介護との連携

4 サービスの質の確保・向上

(1) 情報開示の標準化

介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け

(2) 事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・実効ある事後規制ルール
- ・ケアマネジメントの公平・公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

(1) 第1号保険料の見直し

① 設定方法の見直し

低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕

② 徴収方法の見直し

特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金へ拡大

特別徴収対象者の把握時期の複数回化

(2) 要介護認定の見直し

- ・申請代行、委託調査の見直し

(3) 市町村の保険者機能の強化

・都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化

・市町村長の事業所への調査権限の強化

・市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

- ・低所得者への配慮
- ・利用者の利便性の向上
- ・市町村の事務負担の軽減
- ・より主体性を発揮した保険運営

6 被保険者・受給者の範囲（附則検討規定）

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

(1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更

(2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

Ⅱ 施行期日 平成18年4月1日

〔7(1)の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5(1)②の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行〕

介護サービス従事者の研修制度（介護職員基礎研修）について

1 基本的考え方

介護職員について、将来の目指す方向としては、介護福祉士を基本とすることとしつつ、当面は研修の強化等によりホームヘルパーの資質の向上を図ることが必要である。

具体的には、現在のホームヘルパーの研修をより強化した「介護職員基礎研修（仮称）」を創設し、現在のヘルパー１級、２級等の研修を、将来的には、この「介護職員基礎研修（仮称）」へと移行していくこととし、さらに、介護福祉士まで段階的に資質を向上させていくこととしている。

2 開始時期

施行は来年度当初からとなるが、養成研修事業者において、新たなカリキュラム等に基づいた研修の準備等の作業を行うことから、具体的な研修は、18年10月頃からスタートするものと見込まれる。

3 研修時間

研修時間は、講義・演習、実習の合計５００時間とし、実務経験年数、所持資格を評価し、新たに拡充された内容を中心に受講すれば基礎研修を修了したことと見なし、受講時間を軽減する。

介護福祉士になるまでの養成について(現任者)イメージ

